

CEOメッセージ

キヤノンの企業理念

キヤノングループについて

キヤノンのサステナビリティ

環境

社会

経営基盤

第三者保証

本レポートについて

GRI2-2 GRI2-3 GRI2-4 GRI2-5

キヤノンは、さまざまなステークホルダーのみなさまに向けて、キヤノンのサステナビリティに関する情報を、サステナビリティレポートにて詳細かつ網羅的に開示しています。

2025年版では、2024年に設置したサステナビリティ委員会を中心とするサステナビリティ推進体制や、シナリオ分析にもとづく気候変動関連のリスクと機会、対応策などについて報告しています。

環境・社会に関連するデータはデータ集(別ファイル)にまとめています。データ集およびサステナビリティレポート内の一部データについては、数値の信頼性向上のため第三者保証を受けています。

参考：データ集
<https://global.canon/ja/sustainability/report/pdf/data-2025-j.pdf>

なお、このレポートは世界標準的なガイドラインであるGlobal Reporting Initiative (GRI)スタンダードに準拠しています。GRIスタンダードの対照表は以下のWebページに掲載し、本レポート内にも、該当するGRIスタンダード開示項目につき、アイコンとともに明示しています。

GRI開示項目アイコン例：GRI2-2

参考：GRIスタンダード対照表
<https://global.canon/ja/sustainability/gri/>

報告対象期間

2024年度(2024年1月1日から12月31日)
 一部内容に当該期間以前・以後の情報も記載しています。

報告対象組織

キヤノングループ全連結対象会社334社(国内60社、海外274社)のデータを取りまとめて報告しています。環境関連データ(CO₂排出量を除く)の集計範囲はISO14001統合認証117社と統合認証外の1社です。

参考：グループ会社情報
<https://global.canon/ja/corporate/group/index.html>

発行時期

2025年4月(前回：2024年4月、次回予定：2026年4月)

参考にしているガイドラインなど

- ・GRI「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」
- ・欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)
- ・ISO26000「社会的責任に関する手引き」
- ・気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)による提言
- ・自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)による提言
- ・内閣官房・経済産業省「人的資本可視化指針」
- ・環境省「環境報告ガイドライン(2018年版)」
- ・環境省「環境会計ガイドライン(2005年版)」
- ・日本経済団体連合会「企業行動憲章」

開示データ

算出方法の変更や対象拠点などの拡大にともない、これまで開示した過去データの見直しを行っています。したがって、一部過去の開示データと異なる部分があります。原則として単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

文中の表記

「キヤノン」はキヤノン株式会社およびその連結子会社すべてを含むグループ全体を、「キヤノン(株)」はキヤノン株式会社単体を表しています。また、「従業員」は社員のほかパート・アルバイトなども含みます。また、欧州・中東・アフリカ地域を含めて「欧州」としています。

免責事項

本レポートには、キヤノンの過去と現在の事実だけでなく、発行日時点における計画や見通し、経営方針・経営戦略にもとづいた将来予測が含まれています。この将来予測は、記述した時点で入手できた情報にもとづいた仮定ないし判断であり、諸与件の変化によって、将来の事業活動の結果や事象が予測とは異なったものとなる可能性があります。

問い合わせ先

TEL：03-3758-2111

URL：<https://global.canon/ja/contact/sustainability-r/sustainability-r-form.html>

サステナビリティ情報を含む報告書

報告書	内容
キヤノンサステナビリティレポート	サステナビリティに関する考え方や体制をはじめ、環境、社会、ガバナンスなどに対する取り組みについて詳細かつ網羅的な情報を開示しています
キヤノン統合報告書	経営計画や事業、財務、人材などの各戦略、ESGの取り組みをまとめ、中長期的な企業価値創造ストーリーを紹介しています
CANON ANNUAL REPORT	英文連結決算報告書として財務情報を開示するとともに、事業戦略や環境、社会、ガバナンスに関する取り組みなどの非財務情報についても紹介しています
有価証券報告書	日本の金融商品取引法第24条第1項にもとづき作成され、特に財務状況に関する詳細な情報を開示しています
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	「コーポレートガバナンス・コード」に従い、コーポレート・ガバナンスの考え方や体制などを報告しており、機関設計、運用状況、実効性評価などのより詳細な情報を開示しています

